



# 日本の戦闘者



荒谷 卓（あらかし）  
 生年月日：昭和34年秋田県出身  
 略歴：昭和57年東京理科大学、陸上自衛隊に入隊、第19普通科連隊、調査学校、第1空挺団、第39普通科連隊、陸上幕僚監部防衛部、防衛局防衛政策課戦略研究室等に勤務。平成16年特殊作戦群初代群長に就任。平成20年依願退職（1等陸佐）。  
 海外留学：ドイツ連邦軍指揮大学及び米国特殊作戦学校。  
 平成21年9月～30年10月、明治神宮武道場至誠館館長。  
 平成30年11月三重県熊野市に「国際共生創成協会・熊野飛鳥むすびの里」設立、代表を務める  
 令和4年「日本自治集団」創設、代表に就任  
 著書：『戦う者たちへ』『サムライ精神を復活せよ』『特殊部隊vs.精鋭部隊—最強を目指せ』『並木書房/自分を強くする動かない力』三笠書房／『日本の特殊部隊をつくったふたりの“異端”自衛官—人は何のために戦うのか！—』ワニプラス『奪われた祖国を取り戻す 私たちは断固戦う！』日本の戦闘者 現代のサムライは決してグローバリズムに屈せず！ワニプラス  
 熊野飛鳥むすびの里のHPアドレス  
<https://musubinatosato.jp/>



前号では、戦前までの日本人の信念と気迫について記した。ところが今じゃあ、その面影すらない。銭に浮かれて、義理も人情もねえクラゲのような生き物だらけになっちゃった。こんなじゃ、日本の戦闘者は生きていけねえ。

ところで、最近「憲法改正」の話が、また盛り上がってきたんで、これについて俺の考えを言っとくよ。

「憲法」という言葉は「国体」を表すもので、「日本とは何か」「日本人は何を為すべきか」が明示されていなくては日本の憲法ではないよな。そしてそれは、すでに記事にしたように、日本建国の理念として、神武天皇が「橿原建都の詔」でお示しになっているわけだ。だったら、これをそのまま憲法とすることが最も明解だな。要すれば、今の世でも分かりやすいよう解釈を附帯すればいい。

ところが、現憲法は、戦勝国によって組織された極東諮問委員会（後に極東委員会）が指名した連合国最高司令官マッカーサーが、日本国の全権統治者として指示したマッカーサー草案を基に作成された反日本国体憲法だから、日本のことも日本人が為すべきことも書いてない。「俺（マッカーサー）の言うとおりにしろ！」という命令書だ。

当時、マッカーサーは、極東委員会の方針やトルーマン大統領の考えをも逸脱するほどの強権を発動し日本統治を遂行した。

1945年8月29日の大統領通達「降伏後における米国の初期における対日方針」では、ポツダム勅令を根拠にして

- 日本の武装解除及び非軍事化
- 経済上の非軍事化

を指示していたが、マッカーサーは、さらに踏み込んで国家の主権の発動たる自衛権の行使も認めないとする「戦争放棄の宣言」を日本に求めた。

1946年1月7日付けの米国国務・陸軍・海軍三省協同委員会（SWNCC）228号では

- 憲法の改正
- 天皇制の廃止若しくは軍事権能の剥奪
- 天皇の内閣助言下の権能に限定

を日本に求め、1946年7月2日に極東委員会がマッカーサーに指令した内容は

- 国民主権
- 普通選挙による代議政治
- 司法権の独立日本国民の自由に表明された意志によって憲法の改正を選択
- 天皇制の廃止または民主的修正
- 天皇の軍事上の権限を一切剥奪
- 天皇は新憲法で規定する以外のいかなる権限も有しない
- 全ての皇室財産は国有化

というものだっただが、それを予期したマッカーサーは、自己の要求を通すために先手を打って、1945年10月11日、幣原首相に対し「日本国民が数世紀にわたり隷属してきた伝統的社会秩序はこれを是正する必要がある」と日本国体の破棄を指示した。

さらに、1946年2月3日には、民政局長ホイットニーに、以下のような内容の憲法改正の要点（マッカーサー・ノート）を手渡した

- 天皇は国家の元首の地位にある（米軍統治のための天皇利用）
- 国家の主権的権利としての戦争を放棄する
- 国家の紛争解決のための手段としての戦争及び自己の安全を保持するための手段としての戦争をも放棄する
- いかなる日本陸海空軍も決して許されないし、いかなる交戦者の権利も日本軍には決して与えない
- 日本の封建制度は廃止される

これに基づき、ホイットニーは、民生局のケーディスに指示して4日間マッカーサーの憲法草案を作成し、1946年2月13日マッカーサー草案を日本政府に手交した。この際、日本政府が作成した松本（国務相）憲法草案を拒否し、天皇制は司令部提案以外不可、これ以外は天皇の身体も保障せずとし、「この案（マッカーサー草案）のような改正案を日本政府に命ずるものではないが、この案と根本原則及び根本形体を一にする改正案を速やかに作成提出すること」と指示した。

1946年3月4日、日本政府は、マッカーサー草案に基づく「憲法改正要綱」をGHQ民政局に提出し認可を受け、同年4月7日「憲法改正要綱」を公式発表、6月8日枢密院で天皇裁可、8月26日衆議院可決、10月6日貴族院可決、10月7日帝国会議で憲法改正した。この間、日本政府がマッカーサー草案を

修正したのは以下の点だけで、あとは全て、マッカーサー草案の内容をそのまま憲法条文とした。

- 9条2項冒頭に「前項の目的を達するため」という文言が挿入（芦田修正）
  - 人権規定：主語を「人民・外国人等」から「国民」と書き換え
  - 「皇位決定の決定権は国民固有」を排除
  - 国会を一院制から二院政に変更
  - 国会による「最高裁判所の違憲判決」への再審手続きが削除
  - 「首都地方、市及び町の住民の財産、事務及び政治を処理し、自身の憲章を作成する権利」の主語を「地方公共団体」に変更
- 以上、初期の米国の日本統治政策をまとめると以下ようになる。
- 連合軍最高司令官＝暫定日本統治者
  - GHQ＝暫定日本政府
  - 政治（立法）・行政・司法全権を掌握
  - 日本の伝統的文社会秩序の破棄
  - 天皇を米軍統治に利用
  - 完全なる軍事権限の放棄
  - 上記政府転覆の指令書としての憲法改正
  - 上記全てを日本国民に秘匿して実行
- しかし、1947年、トルーマン大統領は、スターリンとのヤルタ協定を一方的に破棄し、スパイクマンの地政学に基づいた「対ソ封じ込め宣言」へと舵を切った。これを受けて、国務省政策企画本部長のJ.F.ケナンが、対ソ戦略上の日本の重要性を以下のように見直すことを提言した。
- 「東アジアにおける最重要国は中国である」との米国における伝統的発想を否定
  - 中国は遠い将来にも強大な工業国・軍事大国になる見通し無し
  - 日本は極東における唯一潜在的軍事・産業基盤を持ち、勤勉な国民資質、反共思想、地理特性等からソ連封じ込めに使える
  - 米国にとって最も安定した戦略環境は「真に友好的な日本と名目上だけは敵対関係にある中国」であって、最悪ケースは「敵意を持った中国と日本」、危機ケースは「名目上は友好的な中国と真に敵意を持つ日本」
- これによって、マッカーサーの日本

滅亡政策は、再軍備と経済復興による日本の戦略的利用政策に変更された。これ以降、日本の軍事力と経済力は、米国の対ソ戦略に利用されてきた。しかも、戦略的パワーに欠ける中国の代用品としての位置づけでだ。

日本の再軍備にあたっては、憲法の思想とは対立するため、ポツダム勅令を根拠に警察予備隊を編成した。海上警備隊も、もともと米側と密通していた野村吉三郎など帝国海軍将校が米軍の指示を受け編成した。したがって、憲法規定外の存在として国会審議もないまま、警察予備隊は米軍が管理運営を完全統制、海上警備隊は米海軍が運用することになる。つまり、米軍の補完としての再軍備という形をとったわけだ。

サンフランシスコ講和条約以降、米軍統合参謀本部の計画により航空自衛隊は在日米軍の防空機能として創設され、日本政府は米国の経済支援を得るための条件として日米防共協定を締結した。また、在日米軍が占領時と同じ権限を保有できるように日米行政協定（後の日米地位協定）が結ばれ、これらを正当化するため日米安保条約が締結され、日米関係を維持するため自衛隊の防衛力整備が義務付けられた。

しかし、ソ連のアフガン侵攻を契機に米中は接近し、中国（ウイグル）への米軍の施設の配備と引き換えに米国は中国経済を支援した。中国の経済成長とともに、キッシンジャーは日本を切り捨て中国の戦略的利用を提言し、さらに、冷戦終結とともに、米国の戦略は対ソ戦略から新世界秩序構築へとシフトし、米国にとっての日本の戦略的価値は一気に低下したわけだ。

戦略的価値を失った日本に残されたのは、巨大な経済資産と自衛隊という軍事力だ。この日本の経済資産が米国とグローバリストの収奪目標となり、自衛隊は米軍の補完戦力として利用される道を歩む。もともと、自衛隊は日本政府や日本国民の主体意思でできたのではなく、米軍の要請でできたものだから、自衛隊を米軍の戦略に有効に使えるようにするため、サンフランシスコ講和条約以降も、米軍事作戦への後方支援・予算支出、米国防衛装備の購入・配備、在日米軍経費の支出、日本の防衛技術移転等さまざまな要求を

してきた。しかし、米軍による自衛隊の指揮・運用だけは、日本政府は憲法の規定を理由にそれを拒んできた。そこで、米国側は憲法9条の改正を迫ってきたわけだ。

冷戦が終結した2000年以降は、憲法の改正に代わって、集団的自衛権の行使を要求し、事実上の米軍による自衛隊の一体的指揮・運用を狙ってきた。そのための題材として使われたのが台湾問題で、台湾危機があるから集団的自衛権が提言されたのではなく、集団的自衛権を成立させるために台湾問題が使われたというのが実態だ。このような米側の強烈な要求によって成立したのが、第2次安倍政権下での平和安全法制の中の『存立危機事態』だ。

このような経緯から、現憲法は日本の国体を壊す為、前文や98条、99条に、日本の伝統的価値観を排する米国の価値観が記載された。危機時に対処できない9条の規定や、国民以外の「何人」に対しても権利が与えられている規定も外国人移住が拡大すれば国家の破壊につながる。

結論としては、現行憲法が全面改正されたとき戦後（占領下の）日本が終わり、憲法に日本の国体が規定されたとき祖国日本が復活するわけだ。

今、注意しなくてはいけないのは、同じ憲法改正でも、9条のみの改正と緊急事態条項（国会機能維持条項）だけの盛り込みだ。

憲法9条だけの改正は、自衛隊が米国の価値観で戦争し、米軍の指揮下で運用されることを意味する。そうなれば、将来、そうした戦争に従事した自衛官は国賊として歴史に名を刻むことになる。

全面改正のない緊急事態条項（国会機能維持条項）だけの改正は、グローバリストによる要請であり、憲法に規定されたすべての国民の権利規定が無効化し、グローバリストの影響下にある現政府の独断専制体制を半永久的に可能にする。しかも、警察力や自衛隊を使って国民を弾圧することも可能になる。現代版の安政の大獄だ。

今回の選挙で、高市政権による憲法改正が可能となった。自衛官や警察官は、日本人としての正義を全うできるかどうか試される時がくるだろう。